



# 環境かわら版

## 第 56 号

令和 8 年 1 月発行



写真提供:環境省

この植物は、特定外来生物※のナガエツルノゲイトウという南米原産の植物で、強力な繁殖力があります。

※ 特定外来生物は、飼養、栽培、保管、運搬、輸入、販売、譲渡、野外への放出などが、法律により原則禁止されています。

水辺の近くでこのような植物を見かけたら、まずは、下記までご連絡をお願いします。

宮崎県自然環境課野生生物担当 0985-26-7291

または、お住まいの市町村へご連絡ください。

・発見日時、場所をお知らせください(可能であれば写真の提供をお願いします。)

※ナガエツルノゲイトウを生きたまま持ち運ぶことは法律違反となります。

詳しくは生活環境課のホームページをご覧ください

◎今号のめあて◎

過度な暖房に頼らず、ウォームビズを実施しよう

★環境かわら版編集部★

NISO 事務局(生活環境課内)

連絡先: 22-7001

s-kankyo@city.nobeoka.miayazaki.jp

## この植物に ご用心 !

## ♥ デコ活ポイントキャンペーン 2025 ♥

キャンペーン期間を延長しました!

★ポイント申請期限の延長★

令和 8 年 3 月 31 日 (火曜日) まで

◆太陽光発電の導入やエアコンの買い替えに対するポイント (16項目)

◆LoGo フォームでポイント申請するとボーナス 300P

◆令和 7 年 4 月 1 日購入分から対象

脱炭素政策室のホームページをご覧ください

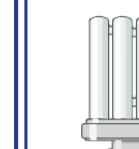


一般照明用の 蛍光ランプは  
2027年末までに製造・輸出入禁止  
になります

蛍光ランプに種類毎の製造・輸出入禁止の時期は下記の通りです



電球形蛍光ランプ (※1)



コンパクト形蛍光ランプ



直管形蛍光ランプ (※2)



環形蛍光ランプ (※2)

2026 年 1 月 1 日

より禁止

2027 年 1 月 1 日

より禁止

2028 年 1 月 1 日

より禁止

2028 年 1 月 1 日

より禁止

- 蛍光ランプからLED照明への計画的な交換をお願いいたします。
- 蛍光ランプの製造・輸出入は禁止されますが、使用・販売・購入は禁止されません。
- 廃棄の際は、自治体のルールに従った分別・排出や廃棄物処理法などの関係法令に従った適正な処理をお願いいたします。

詳細は、環境省のホームページをご確認ください